

法務省民商第11号
令和3年1月29日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

商業登記における印鑑関係事務取扱要領の制定について（通達）

商業登記規則等の一部を改正する省令（令和3年法務省令第2号）の施行等に
に伴い、商業登記における印鑑関係事務取扱要領を制定し、本年2月15日か
ら実施することとしましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、平成11年4月2日付け法務省民四第667号当職通達の別紙「電子
情報処理組織指定登記所における印鑑関係事務取扱要領」は、この通達により
廃止します。

別添

商業・法人登記における印鑑関係事務取扱要領

第1 目的

この要領は、商業・法人登記における印鑑に関する事務の取扱いを定めるものである。

第2 印鑑の提出等

1 印鑑の提出

印鑑の提出は、提出する印鑑を明らかにした別紙第1号様式又はこれに準ずる様式の印鑑届書をもってする。

印鑑届書の記載事項及びその添付書類は、別表「印鑑届書記載事項等一覧表」に記載したとおりである。

なお、代理人により印鑑の提出をするときは、印鑑届書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

また、登記申請と同時に印鑑の提出をする場合において、印鑑届書に添付すべき書面が登記の申請書に添付した書面と同一のものであるときは、その書面を援用することができる。この場合には、印鑑届書にその旨（例えば、「市町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。」等）を記載する。

さらに、印鑑届書記載事項等一覧表中(7)から(12)までについては、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の本店移転の登記と同時にする新本店所在地を管轄する登記所への印鑑の提出は、その印鑑が旧本店所在地を管轄する登記所に提出している印鑑と同一であるときは、商業登記規則第9条第5項各号に定める書面の添付を省略してすることができる。

2 改印

提出した印鑑の改印は、改印後の印鑑を明らかにした上、印鑑届書と同様の事項を記載した別紙第1号様式又はこれに準ずる様式の改印届書により行う。この書面には、印鑑届書に添付すべき書面と同様の書面を添付しなければならない。

3 印鑑の廃止

印鑑の廃止は、別紙第2号様式又はこれに準ずる様式の印鑑廃止届書に

より行う。印鑑廃止届書には、印鑑届書記載事項等一覧表に掲げた印鑑届書記載事項（(6)から(12)までについては、その他欄の⑤を除く。）を記載し、廃止する印鑑を押印する。届出に際して印鑑カードを提示するときは、この押印を要しない。

廃止する印鑑の押印又は印鑑カードの提示のいずれも行いうことができないときは、これに代え、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、その区又は総合区。以下同じ。）に登録した印鑑を押印し、その印鑑につき市町村長の証明書（作成後3月以内のものに限る。）を添付する取扱いによる。

なお、代理人により印鑑の廃止の届出をするときは、印鑑廃止届書にその権限を証する書面を添付しなければならない。この場合には、印鑑カードの提示をもってこの書面の添付に代えることができる。

4 オンライン印鑑提出等

商業登記規則第101条第1項第2号の規定により電子情報処理組織を使用してする印鑑の提出又は廃止の届出の取扱いについては、この要領によるほか、商業登記オンライン申請等事務取扱規程（平成24年3月30日付け法務省民商第886号当職通達）によるものとする。

第3 印鑑カードの交付等

1 印鑑カードの交付

(1) 印鑑カードの交付の請求

ア 申請書の記載事項

印鑑の提出をした者は、登記所に、別紙第3号様式又はこれに準ずる様式の印鑑カード交付申請書を提出して、当該印鑑に係る印鑑カードの交付を請求することができる。ただし、既に印鑑カードの交付を受けた者は、同一の印鑑について、重ねて印鑑カードの交付を請求することはできない。

印鑑カード交付申請書には、提出した印鑑を明らかにした上、印鑑届書記載事項等一覧表に掲げた印鑑届書記載事項（(6)から(12)までについては、その他欄の⑤を除く。）を記載する。

イ 添付書面

後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつて

は、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者) 又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者が印鑑カードの交付の請求をするときは、印鑑カードの交付を請求する登記所が後見人又は管財人等である法人が登記されている登記所と同一である場合又は申請書に会社法人等番号を記載した場合を除き、申請書に、当該後見人又は当該管財人等である法人の登記事項証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。

代理人により印鑑カードの交付を請求するときは、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

ウ 郵送による請求等

印鑑カードの交付の請求は、郵送によりすることができる。

また、印鑑カードの送付の請求もすることができる。この場合においては、郵送料を郵便切手で納付しなければならない。この場合の郵送の方法（普通郵便、書留郵便、速達郵便等の別）は、請求者の指定するところによる。

(2) 印鑑カードの交付

ア 受付及び印鑑カード調査票の印刷

印鑑カードの交付の請求を受け付けたときは、印鑑カード調査票を印刷する。

イ 調査

印鑑カード交付申請書の記載と印鑑カード調査票の記載とが相違しないことを確認し、印鑑カード交付申請書の印鑑と印鑑カード調査票の印鑑とを照合した上で、印鑑カードを交付する。

ウ 印鑑カードの作成、交付等

印鑑カードは、あらかじめ各登記所の所要分を作成しておき、交付の請求がある都度、順次、印鑑カード番号（4桁の序名符号と登記所ごとに印鑑カードの交付の順序に従って付される印鑑番号をその順序で組み合わせたもの）の順に交付する。

印鑑カードを交付するときは、印鑑カード交付申請書及び印鑑記録に、印鑑カードの番号及びその交付の年月日を記載し、又は記録するとともに、誤交付防止のため、印鑑カード交付申請書にその交付を受ける者の受領印又は署名を求めるものとする。印鑑記録への印鑑カー

ド番号の記録は、印鑑カードを印鑑カード読取装置に読み込ませる方法による。

2 印鑑カードの廃止

(1) 印鑑カードの廃止の届出

ア 届書の記載事項及び添付書類

印鑑カードの交付を受けた者は、印鑑カードを亡失したとき、又は印鑑カードを汚損し、若しくは毀損したときは、別紙第2号様式又はこれに準ずる様式の印鑑カード廃止届書により印鑑カードの廃止の届出をすることができる。

印鑑カード廃止届書には、印鑑届書記載事項等一覧表に掲げた印鑑届書記載事項（(6)から(12)までについては、その他欄の⑤を除く。）を記載し、廃止する印鑑カードに係る印鑑を押印する。届出に際して印鑑カードを提示するときは、この押印を要しない。

廃止する印鑑カードに係る印鑑の押印又は印鑑カードの提示のいずれをも行うことができないときは、市町村に登録した印鑑を押印し、その印鑑につき市町村長の証明書（作成後3月以内のものに限る。）を添付する取扱いによる。

なお、代理人により印鑑カードの廃止の届出をするときは、印鑑カード廃止届書にその権限を証する書面を添付しなければならない。この場合には、印鑑カードの提示をもってこの書面の添付に代えることができる。

イ 郵送による届出

印鑑カードの廃止の届出は、郵送によりすることができる。

(2) 印鑑カードの廃止

ア 受付及び印鑑カード調査票の印刷

印鑑カードの廃止の届出を受け付けたときは、印鑑カード調査票を印刷する。

イ 調査

印鑑カード廃止届書の記載と印鑑カード調査票の記載とが相違しないことを確認し、印鑑カード廃止届書の印鑑と印鑑カード調査票の印鑑とを照合した上（印鑑カードの提示があったときは、印鑑カード番号を確認した上）、印鑑カードを廃止する。

ウ 記入

印鑑カードを廃止したときは、印鑑記録にその旨を記録する。

3 改印に伴う印鑑カードの処理

印鑑カードの交付を受けた者から改印の届出があったときは、改印前の印鑑に係る印鑑カードは、改印後の印鑑に係る印鑑カードとする。

4 印鑑提出者の交替に伴う印鑑カードの引継ぎ

印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は印鑑の廃止をした場合において、その者に替わって新たに印鑑を提出する者が、印鑑の提出と同時に、資格を喪失した者又は印鑑の廃止をした者の印鑑カードを承継して使用することを申し出たときは、新たな印鑑提出者の印鑑記録に記録する印鑑カード番号として、承継される印鑑カードの番号を記録する。

5 印鑑カードの返納及び回収

会社の代表者が退任したとき、会社等が管轄を異にする登記所の管轄区域内に本店等に移転したとき等印鑑カードの交付を受けた者がその資格を喪失したとき、又は印鑑若しくは印鑑カードの廃止の届出がされたときは、印鑑カードの交付を受けた者は、印鑑カードを亡失した場合及び前記4の場合を除き、登記所に印鑑カードを返納しなければならない。返納された印鑑カードは、速やかに裁断して廃棄する。

なお、管轄の転属に伴い、甲登記所から乙登記所へ印鑑記録が移送された場合においては、甲登記所において交付した印鑑カードは、乙登記所の印鑑記録に記録される印鑑に係る印鑑カードとして利用することができるので、返納を要しない。

また、印鑑カードの磁氣的記録が毀損している等相当な理由があるときは、登記官は、印鑑カードの回収その他の必要な措置をとることができる。

第4 印鑑の証明書の交付

1 印鑑の証明書の交付の請求

(1) 申請書の記載事項

印鑑の証明書の交付の請求は、別紙第4号様式又はこれに準ずる様式による印鑑証明書交付申請書による。この場合には、印鑑カードを提示しなければならない。

この申請書には、請求の目的として、証明を請求する印鑑を印鑑カード番号により特定して、印鑑届書記載事項等一覧表に掲げた印鑑届書記

載事項のうち被証明事項及び(1)については、その他欄の⑤の事項を記載しなければならない。

(2) 添付書面

後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者が印鑑の証明書の交付を請求するときは、印鑑の証明書の交付を請求する登記所が後見人又は管財人等である法人が登記されている登記所と同一である場合又は申請書に会社法人等番号が記載されている場合を除き、申請書に、当該後見人又は当該管財人等である法人の登記事項証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。

代理人により印鑑の証明書の交付を請求する場合のその権限を証する書面の添付は、当該印鑑に係る印鑑カードの提示をもってこれに代えることができる。

(3) 郵送による請求

印鑑の証明書の請求は、郵送によりすることができる。この場合には、印鑑カードを提出しなければならない。

また、印鑑の証明書の送付の請求もすることができる。この場合においては、郵送料を郵便切手で納付しなければならない。この場合の郵送の方法（普通郵便、書留郵便、速達郵便等の別）は、請求者の指定するところによる。

2 印鑑の証明書の作成

印鑑の証明書の交付の請求があったときは、提示があった印鑑カードを印鑑カード読取装置に読み込ませ、申請書の記載と印鑑記録等とが相違しないことを確かめた後、別紙第5号様式又はこれに準ずる様式による印鑑の証明書の作成する。

警告情報が画面に表示された場合には、印鑑の証明書の交付の可否等を判断し、所要の措置をとる。

3 印鑑の証明書の交付等

印鑑の証明書の交付及び提出された印鑑カードの返還に当たっては、受付に際して引換券を交付することや交付時には口頭で会社・法人名の確認を行う等により第三者に交付することがないよう配慮する。



4 印鑑の証明書の証明書オンライン請求

商業登記規則第101条第1項第4号の規定により電子情報処理組織を使用してする印鑑証明書の交付の請求の取扱いについては、この要領によるほか、商業登記オンライン申請等事務取扱規程によるものとする。

印鑑届書記載事項等一覧表

	印鑑提出者	印鑑届書記載事項		添付すべき書面
		被証明事項	その他	
(1)	商号使用者	① 氏名 ② 住所 ③ 出生の年月日	① 氏名 ② 住所 ③ 年月日 ④ 登記所の表示 ⑤ 商号	印鑑届書に押印した印鑑（提出すべき印鑑ではない。）につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）
(2)	未成年者	同上	① 氏名 ② 住所 ③ 年月日 ④ 登記所の表示	同上
(3)	後見人（法人である場合を除く。）	同上	同上	同上
(4)	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	同上	同上	同上
(5)	支配人	① 支配人である旨 ② 氏名 ③ 出生の年月日 ④ 支配人を置いた営業所 ⑤ 商人の氏名又は商号	同上	【商人が登記所に印鑑を提出している場合（注1）】 商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該登記所に提出している印鑑を押印したもの 【商人が登記所に印鑑を提出していない場合】 商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）
(6)	後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）	① 後見人である旨 ② 商号又は名称 ③ 本店又は主たる事務所 ④ 資格 ⑤ 氏名 ⑥ 出生の年月日 ※ 当該代表者が法人である場合にあつては、⑤及び⑥に代えて、次の事項を記載する。 ⑦ 当該法人の商号又は名称 ⑧ 当該法人の本店又は主たる事務所 ⑨ 当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者の氏	① 氏名 ② 住所 ③ 年月日 ④ 登記所の表示 ⑤ 前任者の印鑑カードを引き継ぐときは、その旨	【後見人である法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合（注1）】 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2） 【後見人である法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合】 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2）及び印鑑届書に押印した印鑑（提出すべき印鑑ではない。）につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）

		名 ⑩ その出生の年月日		
(7)	会社の代表者（法人である場合を除く。）	① 商号 ② 本店 ③ 資格 ④ 氏名 ⑤ 出生の年月日	同上	印鑑届書に押印した印鑑（提出すべき印鑑ではない。）につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）
(8)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	① 商号 ② 本店 ③ 資格 ④ 当該代表者である法人の商号又は名称 ⑤ 当該代表者である法人の本店又は主たる事務所 ⑥ 当該会社の代表者の職務を行うべき者の氏名 ⑦ その出生の年月日	同上	【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合（注1）】 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2） 【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合】 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2）及び印鑑届書に押印した印鑑（提出すべき印鑑ではない。）につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）
(9)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（（8）に掲げる者を除く。）	同上	同上	【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合（注1）】 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2）及び当該法人の代表者が当該会社の代表者の職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該法人の届出印を押印したもの 【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合】 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2）、当該法人の代表者が当該会社の代表者の職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）
(10)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	① 商号 ② 本店 ③ 資格 ④ 氏名 ⑤ 出生の年月日	同上	印鑑届書に押印した印鑑（提出すべき印鑑ではない。）につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）
(11)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	① 商号 ② 本店 ③ 資格 ④ 管財人等である法人の商号又は名称 ⑤ 管財人等である法人の本店又は主たる事務所	同上	【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合（注1）】 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2） 【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合】 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2）及び印鑑届書に押印した印鑑（提出すべき印鑑ではない。）

		⑥ 管財人等である法人における職務を行うべき者の氏名 ⑦ その出生の年月日		につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）
(12)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	同上	同上	<p>【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合（注1）】 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2）及び当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該法人の届出印を押印したもの</p> <p>【当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合】 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面（作成後3月以内）（注2）、当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（作成後3月以内）</p>

（注1）印鑑届書又は印鑑に相違ないことに係る保証書には、登記所に提出している印鑑の押印を要する。

（注2）印鑑届書の提出を受ける登記所において登記がされている法人（当該登記所の管轄区域内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）又は印鑑届書に会社法人等番号を記載した法人の代表者の資格を証する書面は添付不要である。

印鑑（改印）届書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方) 法務局

支局・出張所

年 月 日 届出

(注1)(届出印は鮮明に押印してください。)	商号・名称		
	本店・主たる事務所		
	印鑑提出者	資格	代表取締役・取締役・代表理事 理事・()
		氏名	
	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生	
<input type="checkbox"/> 印鑑カードは引き継がない。 <input type="checkbox"/> 印鑑カードを引き継ぐ。 2 印鑑カード番号 _____ 前任者 _____		会社法人等番号	
届出人(注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input type="checkbox"/> 代理人		(注3)の印 (市町村に登録した印) ※ 代理人は押印不要	
住所			
フリガナ			
氏名			

委任状

私は、(住所)

(氏名)

を代理人と定め、印鑑(改印)の届出、添付書面の原本還付請求及び受領の権限を委任します。

年 月 日

住所

氏名

印 (注3)の印
(市区町村に)
登録した印鑑

- 市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。(注4)
- (注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。
- (注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当するにレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。
- (注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、**市区町村に登録済みの印鑑**を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載(押印不要)し、委任状に所要事項を記載し(該当するにはレ印をつける)、本人が**市区町村に登録済みの印鑑**を押印してください。なお、本人の住所・氏名が登記簿上の代表者の住所・氏名と一致しない場合には、代表者の住所又は氏名の変更の登記をする必要があります。
- (注4) この届書には作成後3か月以内の**本人の印鑑証明書**を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書を援用する場合(登記の申請と同時に印鑑を届け出た場合に限る。)は、にレ印をつけてください。

印鑑処理年月日				
印鑑処理番号	受付	調査	入力	校合

印鑑・印鑑カード廃止届書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方) 法務局

支局・出張所

年 月 日 届出

<input type="checkbox"/> 印鑑の廃止届出 <input type="checkbox"/> 印鑑カードの 廃止届出 <input type="checkbox"/> 印鑑及び印鑑カード の廃止届出 (いずれかの□にレ印を つけてください。) (注1)	商号・名称				
	本店・主たる事務所				
	印 鑑 提 出 者	資 格	代表取締役・取締役・代表社員・代表理事・理事・支配人 ()		
		氏 名			
	生年月日	大・昭・平・西暦	年	月 日生	
登記所に提出した 印鑑の押印欄	印鑑カード番号				
	カード廃止の理由 ※カードのみを廃止する場合に、 □にレ印をつけてください。		<input type="checkbox"/> 亡失 (なくなった) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 汚損 (著しく汚れた) <input type="checkbox"/> き損 (破損した)		
	申 請 人 (注2) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input type="checkbox"/> 代理人				
	住 所				
(印鑑は鮮明に押 印してください。)	フリガナ				
	氏 名				

委 任 状

私は、(住所)

(氏名)

を代理人と定め、印鑑の廃止届出、印鑑カードの廃止届出、印鑑及び印鑑カード
 の廃止届出、添付書面の原本還付請求及び受領の権限を委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印 (登記所に提
出した印鑑)
 市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。(注1)

(注1) 登記所に提出した印鑑を押印してください。この押印ができない場合は、市区町村に登録済みの
 印鑑を押印し、作成後3か月以内の市区町村長の証明した印鑑証明書を添付してください。登
 記申請書に添付した印鑑証明書を援用する場合(登記の申請と同時に印鑑を届け出た場合に限る。)
 は、□にレ印をつけてください。

(注2) 代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載してください。この場合、委任状に所要
 事項を記載し(該当する□にはレ印をつける)、登記所に提出した印鑑を押印してください。

この押印ができない場合は、市区町村に登録済みの印鑑を押印し、作成後3か月以内の市区町
 村長の証明した印鑑証明書を添付してください。

(注3) 印鑑カードの交付を受けている場
 合は、返納してください。この場
 合には、(注1)の押印及び(注2)の委
 任状は不要です。

印鑑処理番号	受 付	調 査	入 力	校 合

印鑑カード交付申請書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方) 法務局

支局・出張所

年 月 日 申請

照
合
印

(注1) 登記所に提出した 印鑑の押印欄	商号・名称		
	本店・主たる事務所		
	印 鑑 提 出 者	資 格	代表取締役・取締役・代表社員・代表理事・理事・支配人 ()
		氏 名	
		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
会社法人等番号			

申 請 人 (注2) 印鑑提出者本人 代理人

住 所		連 絡 先	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯番号
フリガナ			電話番号
氏 名			

委 任 状

私は, (住所)

(氏名)

を代理人と定め, 印鑑カードの交付申請及び受領の権限を委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印 (登記所に提出した印鑑)

(注1) 押印欄には, 登記所に提出した印鑑を押印してください。

(注2) 該当する口にレ印をつけてください。代理人の場合は, 代理人の住所・氏名を記載してください。その場合は, 委任状に所要事項を記載し, 登記所に提出した印鑑を押印してください。

交 付 年 月 日	印 鑑 カ ー ド 番 号	担 当 者 印	受領印又は署名

会社法人用

印鑑証明書交付申請書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方) 法務局

支局・出張所

年

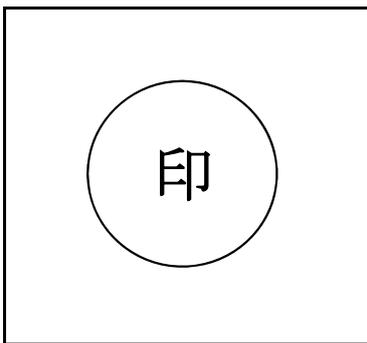
月

日

申請

商号・名称 (会社等の名前)				収入印紙欄	
本店・主たる事務所 (会社等の住所)					収入 印紙
支配人・参事等を置 いた営業所又は事 務所					
印 鑑 提 出 者	資 格	代表取締役・取締役・代表社員・代表理事・理事・支配人 ()		収入 印紙	
	氏 名				
	生年月日	大・昭・平・西暦	年 月 日生		
印鑑カード番号				収入印紙は割印をしないでここに貼ってください。 (登記印紙も使用可能)	
請求通数		通			
<p>窓口に来られた人(申請人) ※いずれかの□にレ印をつけ、代理人の 場合は住所・氏名を記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人</p> <p>住 所</p> <p>フリガナ</p> <p>氏 名</p> <p>※代理人の場合でも委任状は必要ありません。</p> <p>※必ず印鑑カードを添えて 申請してください。</p>					
交付通数	整理番号	手数料	受付・交付年月日		

印鑑証明書



会社法人等番号 0000-00-000000
商号 第一電気機器株式会社
本店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
代表取締役 法務太郎
平成10年10月10日生

符号

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

何年 何月 何日
〇〇法務局〇〇出張所
登記官

〇 〇 〇 〇 職印